

令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項

令和6年度大阪府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、本入学者選抜実施要項（以下「本実施要項」という。）の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

第1 全般的な事項

I 入学者選抜の種類及び実施校等

1 特別入学者選抜

特別入学者選抜（以下「特別選抜」という。）を実施する高等学校は、別表1〔26ページ〕に示すとおりとする。

2 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

大阪府立豊中高等学校能勢分校（以下「能勢分校」という。）に係る入学者選抜（以下「能勢分校選抜」という。）を実施する高等学校は、全日制の課程のうち別表2〔26ページ〕に示すとおりとする。

3 海外から帰国した生徒の入学者選抜

海外から帰国した生徒の入学者選抜（以下「帰国生選抜」という。）を実施する高等学校は、全日制の課程のうち別表3〔27ページ〕に示すとおりとする。

4 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜（以下「日本語指導が必要な生徒選抜」という。）を実施する高等学校は、別表4〔27ページ〕に示すとおりとする。

5 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜（以下「自立支援選抜」という。）を実施する高等学校は、全日制の課程のうち別表5〔27ページ〕に示すとおりとする。

6 一般入学者選抜

一般入学者選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する高等学校は、別表6〔28～29ページ〕に示すとおりとする。

なお、本実施要項において、定時制の課程には、多部制単位制（クリエイティブスクール）及び昼夜間単位制を含まないものとする。

7 二次入学者選抜

二次入学者選抜（以下「二次選抜」という。）は、令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校のうち、特別選抜、能勢分校選抜及び一般選抜を実施する学科等において、合格者数が募集人員に満たない場合に実施する。

8 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜（以下「自立支援補充選抜」という。）は、令和6年度自立支援選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない高等学校において実施する。

9 秋季入学者選抜

秋季入学者選抜（以下「秋季選抜」という。）を実施する高等学校は、別表7〔29ページ〕に示すとおりとする。

II アドミッションポリシー（求める生徒像）

アドミッションポリシーとは、高等学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を示したものである。高等学校においては原則として、総合点等による選抜に加え、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、アドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う。

Ⅲ 応募資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、

- ① 令和6年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- ② 中学校を卒業した者
- ③ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、令和6年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

のいずれかであって、次の「1」又は「2」に該当する者とする。

なお、以下の①から④のいずれかに該当する者は志願することができない。

- ① 高等学校（国公私立のすべての高等学校をさす。以下の①から④において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者
- ② 特別支援学校の高等部を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業する見込みの者又は高等専門学校の第4学年以上に進級した者若しくは令和6年3月に進級する見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者
- ④ 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者

1 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制にあつては、

- (1) 大阪府内（以下「府内」という。）の中学校卒業生（中学校卒業見込みの者を含む。以下同じ。）であつて、本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であつて、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が府内にある者

（注）住所とは、住民登録がされている居所をいう。以下同じ。

- (2) (1)以外の者のうち、「Ⅸ 入学志願者の審査等」の「1」の(1)の定めにより入学志願特別事情申告書を提出する者
- (3) (1)以外の者のうち、「Ⅸ 入学志願者の審査等」の「2」の定めにより大阪府公立高等学校を設置する教育委員会が交付した承認書（以下「教育委員会の承認書」という。）を提出する者

2 定時制及び通信制の課程にあつては、

- (1) 本人の住所又は勤務先が府内にある者
- (2) 入学日までに勤務先が府内になることが確定している者
- (3) (1)及び(2)以外の者のうち、「Ⅸ 入学志願者の審査等」の「1」の(2)の定めにより入学志願特別事情申告書を提出する者又は志願先高等学校長が志願することが適当であると認めた者

Ⅳ 募集人員

各高等学校の募集人員は、別途発表する。ただし、秋季選抜における募集人員は、若干名とする。

Ⅴ 通学区域

高等学校の通学区域は、「大阪府立高等学校通学区域に関する規則」（平成13年大阪府教育委員会規則第1号）、「堺市立高等学校通学区域に関する規則」（平成13年堺市教育委員会規則第2号）、「東大阪市立日新高等学校通学区域に関する規則」（平成13年東大阪市教育委員会規則第2号）及び「岸和田市立産業高等学校通学区域に関する規則」（平成13年岸和田市教育委員会規則第1号）の定

めるところにより、府内全域とする。

VI 入学志願書の審査

高等学校長は、入学志願書について厳正に審査し、本実施要項にそわない出願については公正にこれを処理する。

VII 進学指導

1 中学校における進学指導

- (1) 各中学校においては、指導組織を整備し、生徒が、自己の将来の生き方に照らして、高等学校で学ぶ意義を理解し、目的を持って高等学校を選択できるよう、適正な進学指導を行うこと。
- (2) 進学指導に当たっては、一人ひとりの生徒の能力を十分に伸ばしうるよう指導・援助することが肝要であり、併せて保護者の理解をも深めるよう努め、特に次の事項に留意すること。
 - ア 志願者の学校選定の指導に当たっては、通学距離及び通学時間を十分考慮すること。
 - イ 学科等の選択の指導に当たっては、志願が適切なものとなるよう生徒の適性を十分把握するとともに、学科等について認識を深めさせること。
 - ウ 全日制の課程普通科単位制高等学校、全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）、全日制の課程総合学科（多様な教育実践校）、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）、多部制単位制（クリエイティブスクール）、定時制の課程、通信制の課程及び複数の学科等を設置する学校の志願者には、それぞれの課程・学科等の特色や趣旨を理解させること。
 - エ 自立支援選抜及び自立支援補充選抜の志願者並びに障がいや健康状態等により修学上の配慮が必要と考えられる者については、中学校長は志願先高等学校長とあらかじめ連絡をとること。

2 進学指導協議会

- (1) 進学指導協議会（以下「協議会」という。）は、府内の公立中学校長（必要に応じて、国立、私立中学校長を加える。）をもって組織する。
- (2) 協議会は、委員長、副委員長、その他の役員を互選し、府教育委員会及び関係教育委員会に報告する。
- (3) 協議会は、「1」の各項に留意し、中学校における進学指導の適正をはかる。
- (4) 府教育庁職員、関係教育委員会事務局職員及び関係高等学校長は、必要に応じて協議会に出席する。
- (5) 府内公立中学校長は、卒業見込者の進学希望者数を協議会を通じて府教育委員会に報告する。

VIII 留意すべき事項等

- 1 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪公立大学工業高等専門学校における学力検査による選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下「高等支援選抜」という。）及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜（以下「共生推進教室選抜」という。）において併願はできない。
- 2 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪公立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、高等支援選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、一般選抜に出願することができない。

なお、高等学校長は特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び自立支援選抜の合格者の受験番号を府教育委員会を通じて速やかに中学校長に通知する。
- 3 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪公立

大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、高等支援選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。また、一般選抜、二次選抜、自立支援補充選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜（以下「高等支援補充選抜」という。）及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜（以下「共生推進教室補充選抜」という。）の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合は、その入学資格を失う。

- 4 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、一般選抜、大阪公立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、高等支援選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、二次選抜、自立支援補充選抜、高等支援補充選抜及び共生推進教室補充選抜に出願することができない。
- 5 二次選抜、自立支援補充選抜、高等支援補充選抜及び共生推進教室補充選抜において併願はできない。
- 6 出願後は、志願先高等学校及び学科等の変更を認めない。
- 7 出願後は、入学検定料及び書類は一切還付しない。
- 8 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、高等学校長は所管の教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
- 9 高等学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
- 10 高等学校長は、志願者数、受験者数、合格者数、合格者の受験番号並びに入学状況及び学力検査実施結果を、府教育委員会及び所管の教育委員会に報告する。

IX 入学志願者の審査等

1 入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

次の(1)又は(2)に該当する者は入学志願特別事情申告書(様式121)[様式集10ページ]を作成し、出身中学校長の副申を得たうえで、出願時に志願先高等学校長に提出する。

なお、(2)イ及びウのいずれかに該当する者については、その事情を証明する資料を添付すること。

(1) 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部(クリエイティブスクール)並びに昼夜間単位制に入学を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者

ア 府内の中学校卒業者のうち、

(ア) 本人の住所が府内にあり、保護者のうちの一方(父又は母)の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない者

(イ) 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者

(ウ) 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

(エ) 「第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜」の「本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者が志願できる選抜」を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者

a 本人の住所が能勢町又は豊能町にあり、保護者のうちの一方(父又は母)の住所は能勢町又は豊能町にあるが、他の一方の住所が特別の事情により能勢町又は豊能町にない者

b 本人の住所は能勢町又は豊能町にあるが、特別の事情により保護者の住所が能勢町又は豊能町にない者

c 本人は能勢町又は豊能町に居住しているが、特別の事情により住所が能勢町又は豊能町にない者

- d 入学日までに、本人及び保護者が能勢町又は豊能町に転居することが確実な者
ただし、能勢分校への入学手続きをするため、本人及び保護者が能勢町又は豊能町に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が能勢町外及び豊能町外に再び転居することが予定されている場合は除く。

(注) dについては、能勢分校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人及び保護者）を当該高等学校長に提出すること。

- イ 他府県の中学校卒業者のうち、本人の住所が府内にあり、保護者のうちの少なくとも一方の住所が府内にある者

- (2) 定時制又は通信制の課程に入学を志願する者については、「Ⅲ 応募資格」の2(1)又は(2)に該当しない者のうち次の各項のいずれかに該当する者

- ア 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

- イ 本人の住所が入学日までに府内になることが確実な者

ただし、高等学校への入学手続きをするため本人が府内に一時的に転居し、入学後、府外に再び転居することが予定されている場合は除く。

(注) イについては、高等学校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人）を当該高等学校長に提出すること。

- ウ その他特別な事情のある者

2 教育委員会の承認書の提出を必要とする者

教育委員会の承認書の提出を必要とする者の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、詳細については別に定め、令和5年11月に府教育委員会のウェブページにて公表する。ただし、秋季選抜については、令和6年7月に公表する。

(1) 対象者

全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に入学を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者は、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会の審査を経て、承認書の交付を受けたいと、出願時に志願先高等学校長に提出する。

ただし、高等学校へ入学手続きをするため本人及び保護者が府内に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が府外に再び転居することが予定されている場合は、承認書の交付を申請することはできない。

- ア 府内の中学校卒業生、他府県の中学校卒業生並びに外国において中学校に相当する学校を卒業した者又は令和6年3月までに卒業する見込みの者のうち、本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実な者

(注) アについては、高等学校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人及び保護者）を当該高等学校長に提出すること。

- イ 本人及び保護者の住所が近隣府県にあって、地形及び交通機関等の関係上、その府県の高等学校（国公立のすべての高等学校をさす。）に通学することがはなはだしく困難であるか又はその府県に志望する学科が設置されていない場合で、府内の高等学校にその住所から通学できる者

- ウ 芸能文化科を志願する者であって、他府県の中学校卒業生又は府内の中学校卒業生で本人の住所が他府県にあっても、当該学科を設置している高等学校に保護者又は保護者代理（保護者の代わりに本人を養育する者）のもとから通学可能である者

- エ その他特別な事情のある者

(2) 提出書類

審査を希望する者は、次の書類を持参する。

- ア 大阪府公立高等学校応募資格審査申請書
- イ 大阪府内の転居予定先についての住居関係書類
- ウ 帰国生選抜に志願する者は、外国の在留期間及び帰国時期を証明する資料
- エ 日本語指導が必要な生徒選抜に志願する者は、中国等から帰国又は入国した時期並びに編入学した時期及び学年を証明する資料
- オ その他、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 審査期間

審査期間は、令和6年1月21日（日）、25日（木）、26日（金）及び28日（日）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。ただし、秋季選抜については、令和6年8月20日（火）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

なお、原則として(2)エ及びオの提出が必要な者については、審査に係る事前相談を行う。事前相談期間は、令和5年12月8日（金）から12月15日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。ただし、秋季選抜については、令和6年8月1日（木）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

また、この期間内に事前相談又は審査を受けることのできなかつた者について、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会が事情やむを得ないと認めた場合は特に事前相談又は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

X 自己申告書

1 自己申告書（様式111〈特別・能勢分校・帰国生・一般・二次・秋季選抜用〉）

(1) 全般的留意事項

- ア 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、一般選抜、二次選抜及び秋季選抜の志願者は、(3)のテーマについて記載し出願時に提出する。
- イ 高等学校長は自己申告書をアドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う際の資料とする。ただし、面接を実施する選抜においては、面接の参考資料とする。
- ウ 自己申告書は、原則として様式111表〔様式集6ページ〕及び様式111裏〔様式集7ページ〕を表裏にしたA4判の用紙1枚とする。
- エ 合格者の自己申告書については、選抜の資料だけでなく入学後の指導の資料として活用することができるものとする。

(2) 記入上の留意事項

原則として、志願者の自筆とする。

(3) テーマ

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

2 自己申告書（様式112＜自立支援・自立支援補充選抜用＞）

自立支援選抜、自立支援補充選抜の志願者は、様式112表〔様式集8ページ〕及び様式112裏〔様式集9ページ〕を表裏にした用紙1枚に、様式中の各項目について記載し出願時に提出する。

なお、自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。

高等学校長は自己申告書を、面接の参考資料とする。

XI 調査書及び成績一覧表等

1 作成委員会等

(1) 中学校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書等作成委員会を組織し、作成の公正を期する。

(2) 高等学校長は、調査書中等に理解困難な事項があった場合は、中学校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容については、中学校長に説明を求めることはできない。

2 調査書（様式151＜特別・能勢分校・一般・二次選抜用＞）の作成

(1) 全般的留意事項

ア 中学校長は、府教育委員会が調査書を作成するために指定したソフト（以下「調査書作成ソフト」という。）を使用して作成することとする。

イ 特別選抜及び能勢分校選抜については、令和5年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和6年1月1日（月）から2月15日（木）までに転入学した者は、転入学した日をもって作成する。

なお、特別選抜において、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）又は昼夜間単位制への出願者のうち、令和5年3月以前に中学校を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）で「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者については、作成を要しない。

ウ 一般選抜及び二次選抜については、令和6年2月15日現在をもって作成する。ただし、令和6年2月16日（金）から3月6日（水）（二次選抜については令和6年2月16日（金）から3月25日（月））までに転入学した者は、転入学した日をもって作成する。

なお、一般選抜において、全日制の課程普通科単位制高等学校又は全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）への出願者のうち、過年度卒業者で「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者並びに定時制及び通信制の課程への出願者のうち満21歳以上（平成15年4月1日までに生まれた者）の志願者については、作成を要しない。

エ 帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び秋季選抜については、作成を要しない。

オ 転入学した者の成績等は、第3学年においては令和5年12月31日又は令和6年2月15日に、第1学年、第2学年においては各年度の3月31日に府内中学校に在籍していた場合、原則として様式155〔様式集18ページ〕及び様式156〔様式集19ページ〕（自立支援選抜等においては、様式157〔様式集20～21ページ〕）を用いて照会する。

(2) 記入上の留意事項

ア 「成績一覧表の番号」欄

成績一覧表において当該生徒を表示する番号を学年ごとに10桁までの半角数字を用いて記入する。（例 2023030101等。各学年の番号は同じである必要はない。）ただし、この番号は、当該生徒が令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜の2種類以上の入学者選抜に志願している場合、いずれの入学者選抜においても同じ番号を用いること。

イ 「各教科の学習の記録」欄

(ア) 各学年における必修の全教科について、中学校学習指導要領に示す当該学年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に基づく評定を、各学年の欄に、上位から5、4、3、2、1の5段階の表示で記入し、合計欄には当該学年の評定の合計を記入する。

なお、教科の評価が当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）になじまないと中学校長が判断した場合は、評定を無記載とすること。評定を無記載とした教科の評定欄には「-」を記入すること。

(イ) 府内公立中学校においては、府教育委員会が示した次の「大阪府統一ルール（以下「府内統一ルール」という。）」に基づき記入する。

府内統一ルール

【第3学年】

〈チャレンジテスト実施5教科〉

1 府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、令和4年度の府内公立中学2年生（現3年生）の調査書評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施5教科の府全体の評定平均を3.50と定める。

2 各中学校は、令和5年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で調査書の評定を確定する。

〈チャレンジテスト実施教科以外の4教科〉

1 府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、令和4年度の府内公立中学2年生（現3年生）の調査書評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施教科以外の4教科の府全体の評定平均を3.55と定める。

2 各中学校は、自校の4教科の評定平均が3.55±0.3ポイントの範囲に収まっている場合、調査書の評定を確定する。

3 各中学校は、自校の4教科の評定平均が3.55±0.3ポイントの範囲に収まっていない場合、3.55±0.3ポイントの範囲と各中学校が算出した「評定平均の目安」±0.3ポイントの範囲とを合わせた二つの範囲の最大値と最小値の範囲内で調査書の評定を確定する。

【第2学年】

1 府教育委員会は、令和4年度の府内公立中学2年生の2学期末までの評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施5教科の府全体の評定平均を3.43と定める。

2 各中学校は、令和4年度中学生チャレンジテスト（2年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で、令和5年3月31日現在、2年生に在籍する生徒全員について調査書の評定を確定する。

【第1学年】

1 府教育委員会は、令和3年度の府内公立中学1年生の2学期末までの評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施3教科の府全体の評定平均を3.48と定める。

2 各中学校は、令和3年度中学生チャレンジテスト（1年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で、令和4年3月31日現在、1年生に在籍する生徒全員について調査書の評定を確定する。

(ウ) 府内の国立及び私立中学校においては、府内統一ルールを踏まえ、必要に応じて府教育委員会と協議を行い、評定を定める。

(エ) 過年度卒業生については、原則として、生徒指導要録に記載された評定に基づいて上位から5、4、3、2、1の5段階の表示で記入する。

(オ) 他府県の中学校においては、原則として当該都道府県立高等学校入学者選抜実施要項等に基づいて作成した評定を記入する。当該評定が10段階の表示の場合、上位から10、9、8、…として記入し、「評定の段階」欄に「10」と記入する。5段階の表示の場合、上位から5、

4、3、…として記入し、「評定の段階」欄に「5」と記入する。合計欄には当該学年の評定の合計を記入する。

なお、当該都道府県立高等学校入学者選抜実施要項等に定めがない場合は、生徒指導要録に記載された評定に基づいて記入すること。

ウ 「活動/行動の記録」欄

生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価する観点から、次の内容を踏まえ、記載内容ごとに項目を設定し箇条書きで記入する。

(ア) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、その他部活動等、校内での日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録を記載する。ただし、道徳を「特別の教科」として位置付けて実施した学年の道徳における教育活動の記録は記載しない。

(イ) 客観的で具体的な事実を、できるだけ詳細に示して記載する。

(ウ) 生徒の人物像を示すため、記載者の評価を含む内容を記載する場合も、なぜそう判断するか根拠（事実）と併せて記載する。

(エ) 他府県の中学校から転入学した者については、生徒指導要録の内容等も参考に記載する。

3 調査書（様式152<自立支援・自立支援補充選抜用>）の作成

(1) 全般的留意事項

ア 中学校長は、様式152表〔様式集14ページ〕及び様式152裏〔様式集15ページ〕を表裏にしたA4判の用紙1枚に、中学校での教育活動全般において生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、生徒の人物像を示すと思われる事項を具体的に記入する。

イ 自立支援選抜については、令和5年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和6年1月1日（月）から2月15日（木）までに転入学した者は、転入学した日をもって作成する。

ウ 自立支援補充選抜については、令和6年2月15日現在をもって作成する。ただし、令和6年2月16日（金）から3月25日（月）までに転入学した者は、転入学した日をもって作成する。

(2) 記入上の留意事項

ア 「教科の学習に関する記録」欄及び「総合的な学習の時間に関する記録」欄

教科の学習及び総合的な学習の時間について、特に熱心に取り組んだことや成果のあった事項を具体的に記載する。

イ 「活動/行動の記録」欄

特別活動や校内・校外での活動及び生徒の良さや優れた点、成長の状況に関することについて、生徒の個性を多面的にとらえ、文章表記で具体的に記入する。

ウ 生徒の人物像を示すため、記載者の評価を含む内容を記載する場合も、なぜそう判断するか根拠（事実）と併せて記載する。

4 成績一覧表（様式161、162、163、164、165、166）の作成

(1) 全般的留意事項

ア 府内中学校長は、府内統一ルールに則って調査書の評定を確定するため、府教育委員会が成績一覧表を作成するために指定したソフトを使用して作成することとする。なお、過年度卒業者については、作成を要しない。

また、他府県の中学校卒業生も、作成を要しない。

イ 第3学年について

(ア) 特別選抜及び能勢分校選抜については、様式161〔様式集22ページ〕により、令和5年12月31日現在をもって第3学年の在籍者全員について作成する。

(イ) 一般選抜については、様式161〔様式集22ページ〕により、令和6年2月15日現在をもって第3学年の在籍者全員について作成する。

(ウ) (ア)、(イ)において、成績一覧表の作成日の翌日から各選抜の出願最終日までに転入学した者の成績等は、様式162〔様式集23ページ〕に取りまとめて記載する。

ウ 第2学年について

様式163〔様式集24ページ〕により、令和5年3月31日現在をもって第2学年の在籍者全員について作成したものに対し、中学校長が原本証明を行う。

なお、作成日の翌日以降に転入学した者の成績等は、様式164〔様式集25ページ〕に取りまとめて記載する。

エ 第1学年について

様式165〔様式集26ページ〕により、令和4年3月31日現在をもって第1学年の在籍者全員について作成したものに対し、中学校長が原本証明を行う。

なお、作成日の翌日以降に転入学した者の成績等は、様式166〔様式集27ページ〕に取りまとめて記載する。

オ イ、ウ、エにおいて、作成日以降に転出した者の成績等は作成した成績一覧表から削除せず記載したままとする。

(2) 記入上の留意事項

ア 「番号」欄

出願時の在籍者全員について重複のない番号を10桁までの半角数字（例 2023030101）を用いて記入する。

イ 「各教科の学習の記録」欄

評定は、「2」の(2)イにより記入する。

ウ 「小計」欄

「各教科の学習の記録」欄には、教科ごとに評定を記入した人数（評定を無記載とした者を除く人数）を票ごとに記入する。

5 推薦書（様式171）の作成

中学校長は、推薦書様式171表〔様式集28ページ〕及び様式171裏〔様式集29ページ〕を表裏にしたA4判の用紙1枚に「推薦する理由」、「障がいの状況及び中学校などにおける生活のようす」、「仲間づくり、交流活動、志願する高等学校との連携など中学校などにおける取組」について、できるだけ詳細に記入する。

6 提 出

(1) 提出方法

中学校長は、志願者の調査書（自立支援選抜及び自立支援補充選抜（以下「自立支援選抜等」という。）においては調査書及び推薦書）を志願先高等学校長に提出する。その際、様式153〔様式集16ページ〕（自立支援選抜等においては、様式154〔様式集17ページ〕）を表面に貼付又は印刷した角2封筒を用いること。複数の課程を設置している高等学校の異なる課程に出願する者がいる中学校にあっては、中学校長は調査書を課程別に提出すること。

なお、中学校長が厳封したものであれば、志願書を提出する者が出願時に提出しても差し支えない。また、オンライン出願システムにより調査書を提出する場合の提出方法は別に示す。

また、中学校長は成績一覧表を志願先高等学校へ提出することを要しない。ただし、必要に応じて高等学校を所管する教育委員会が提出を求めることがある。

(2) 特別選抜、能勢分校選抜

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、令和6年2月14日（水）から2月19日（月）正午までに志願先高等学校長に提出する。ただし、音楽科については、令和6年2月6日（火）から2月9日（金）正午までに提出すること。

なお、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）又は昼夜間単位制への出願者のうち、過年度卒業者で「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者については、調査書の提出を要しない。

(3) 帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、秋季選抜

帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び秋季選抜については、調査書の提出を要しない。

(4) 自立支援選抜

中学校長は、志願者の調査書（様式152）〔様式集14～15ページ〕及び推薦書（様式171）〔様式集28～29ページ〕を(1)に基づき、令和6年2月14日（水）から2月15日（木）午後4時までに志願先高等学校長に提出する。

(5) 一般選抜

ア 全日制及び定時制の課程への出願者

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、令和6年3月4日（月）から3月8日（金）正午までに志願先高等学校長に提出する。

ただし、全日制の課程普通科単位制高等学校又は全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）への出願者のうち、過年度卒業者で「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者及び定時制の課程への出願者のうち満21歳以上（平成15年4月1日までに生まれた者）の志願者については、調査書の提出を要しない。

イ 通信制の課程への出願者

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、令和6年3月1日（金）から3月5日（火）正午までに志願先高等学校長に提出する。

ただし、満21歳以上（平成15年4月1日までに生まれた者）の志願者については、調査書の提出を要しない。

(6) 二次選抜

ア 府内中学校出身者

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、出願時に志願先高等学校長に提出する。

なお、調査書が提出できない場合には、中学校長がその旨証明した書類（様式自由）を調査書に代えて提出すること。

イ 他府県中学校出身者で令和6年度一般選抜に出願しなかった者

中学校長は、志願者の調査書（様式151）〔様式集13ページ〕を(1)に基づき、出願時に志願先高等学校長に提出する。

なお、調査書が提出できない場合には、中学校長がその旨証明した書類（様式自由）を調査書に代えて提出すること。

ウ 他府県中学校出身者で令和6年度一般選抜に出願した者

(ア) 令和6年度一般選抜での出願校より調査書等を回付するので、改めて調査書の提出は要しないが、当該志願者又は保護者は**3月19日（火）午後5時までに**、様式141〔様式集12ページ〕に必要事項を記載し、当該志願者の一般選抜における志願先高等学校長に提出し、当該志願者に関する資料の回付を依頼する。また、入学志願書（様式102）〔様式集4ページ〕の指定欄に一般選抜の出願校名、課程名、学科等名、部名（通信制の課程の場合）及び受験番号を記入する。

(イ) 資料の回付依頼を受けた高等学校長は、**3月22日（金）午後2時まで**に当該志願者に関する調査書を当該志願者の二次選抜における志願先高等学校長に回付する。

なお、入学志願特別事情申告書、承認書、住民票等についても、出願時に提出されていれ

ば回付すること。

(ウ) 資料の回付を受けた高等学校長は、受領書を発行する。また、回付された資料は、二次選抜実施校で保存する。

(7) 自立支援補充選抜

中学校長は、志願者の調査書（様式152）〔様式集14～15ページ〕及び推薦書（様式171）〔様式集28～29ページ〕を(1)に基づき、出願時に志願先高等学校長に提出する。

7 調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱い

(1) 教育委員会の承認書の提出を必要としない者

（海外の中学校（外国における、日本の学校教育法第1条に規定する中学校等に相当する学校。ただし、文部科学省の認定した在外教育施設中学部を除く。以下「海外現地校」という。）で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る承認書の提出を必要としない者）

<実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜について>

受験者の中に調査書中の教科（一部の教科又は全部の教科）の評定がない者（以下「評定のない者」という。）がいる場合、「第2 特別入学者選抜」の「Ⅰ 全日制の課程専門学科」の3(4)(5)並びに「第7 一般入学者選抜」の「Ⅰ 全日制の課程普通科（単位制高等学校を除く。）、全日制の課程専門学科及び全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール、多様な教育実践校及びクリエイティブスクールを除く。）」の3(4)(5)、「Ⅱ 全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）」の2(3)ウ及び「Ⅲ 定時制の課程」の2(3)ウエにおいては、評定のない者について以下の手順に従って選抜を行う。ただし、一般選抜における全日制の課程普通科単位制高等学校、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）及び定時制の課程の「学力検査と調査書による選抜」にあつては、募集人員を合格予定者数に読み替えること。

ア 総合点による判定

(ア) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。

(イ) 受験者全員を総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べ、募集人員の110%（小数点以下は切り上げる。）に当たる者（総合点及び仮の総合点の同点者を含める。）までを仮の(Ⅰ)群とする。

(ウ) A群の決定について

仮の(Ⅰ)群において、総合点及び仮の総合点の高い者から募集人員の90%（小数点以下は切り捨てる。以下「90%の人員」という。）に当たる者（総合点及び仮の総合点の同点者を含める。）までを合格とする。

ただし、総合点及び仮の総合点の同点者がいるために、90%の人員が募集人員を超える場合は、90%の同点者よりも総合点及び仮の総合点が高い者までを合格とする。これをA群とする。

(エ) (ウ)において、仮の(Ⅰ)群で合格となっていない者（ただし、総合点及び仮の総合点の同点者がいるために、90%の人員が募集人員を超える場合は、90%の同点者に読み替える。）のうち、評定のない者をB'群、それ以外の者をB群とし、B群に含まれる者を仮のボーダーゾーンとする。

(オ) A群、B群及びB'群に含まれない受験者については、評定のない者をC'群、それ以外の者をC群とする。

イ 学力検査等の成績による判定

(ア) B'群またはC'群に含まれる者のうち、学力検査等の成績（実技検査を実施している選抜では、この成績も含む。以下同じ。）がB群及びC群のいずれの受験者よりも高い場合、当該受験者を合格とする。

(イ) B'群またはC'群に含まれる者のうち、学力検査等の成績がA群及びB群のいずれの受験者よりも低い場合、当該受験者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

(ウ) B'群またはC'群に含まれる者のうち、(ア)及び(イ)において、合否の定まらなかった者を仮のボーダーゾーン（B群）に加えて、正式のボーダーゾーン（(Ⅱ)群）とする。

ウ ボーダーゾーン内の判定

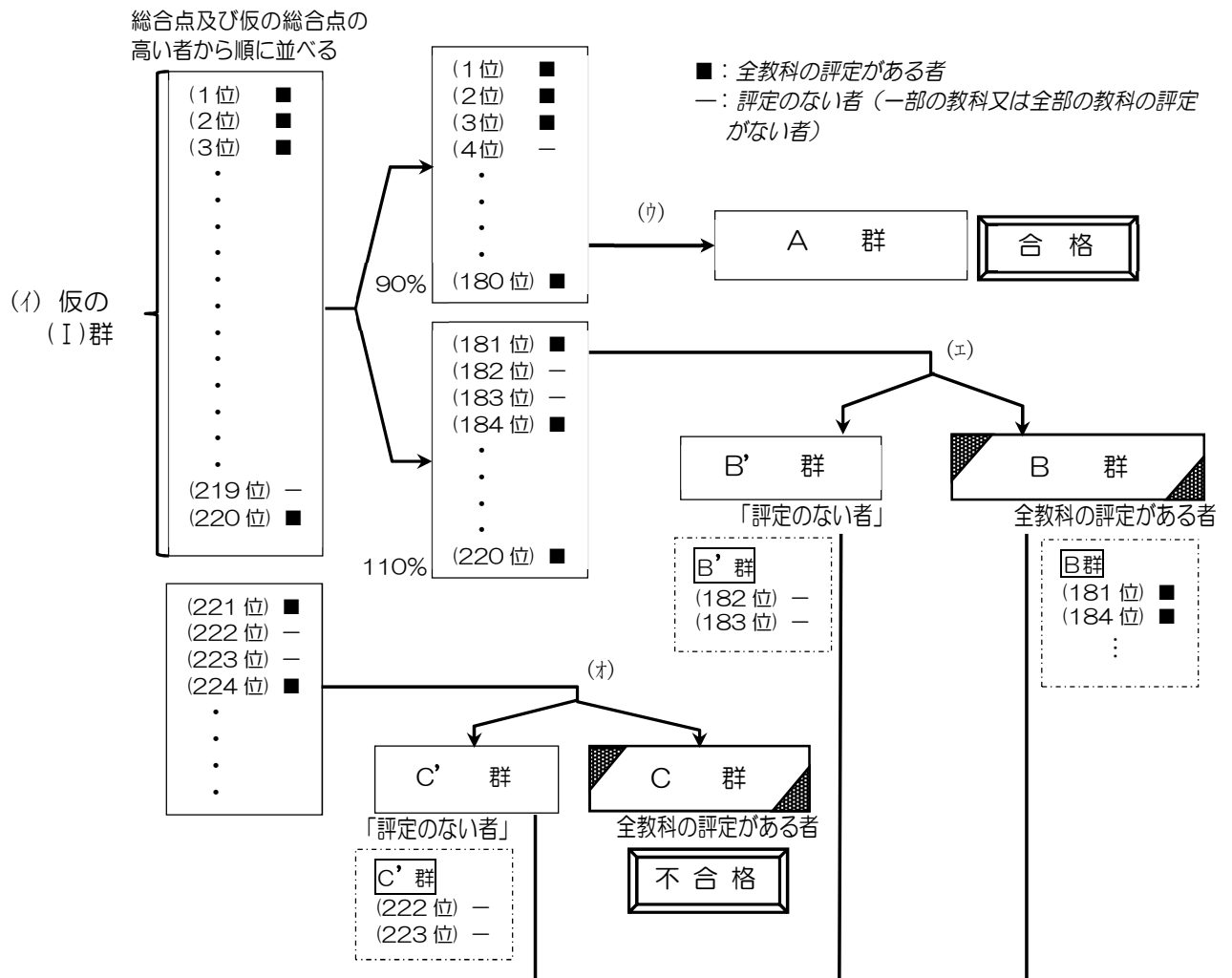
(ア) ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、各高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。

(イ) (ア)による合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点及び仮の総合点の高い者から順に募集人員に当たる者までを合格とする。

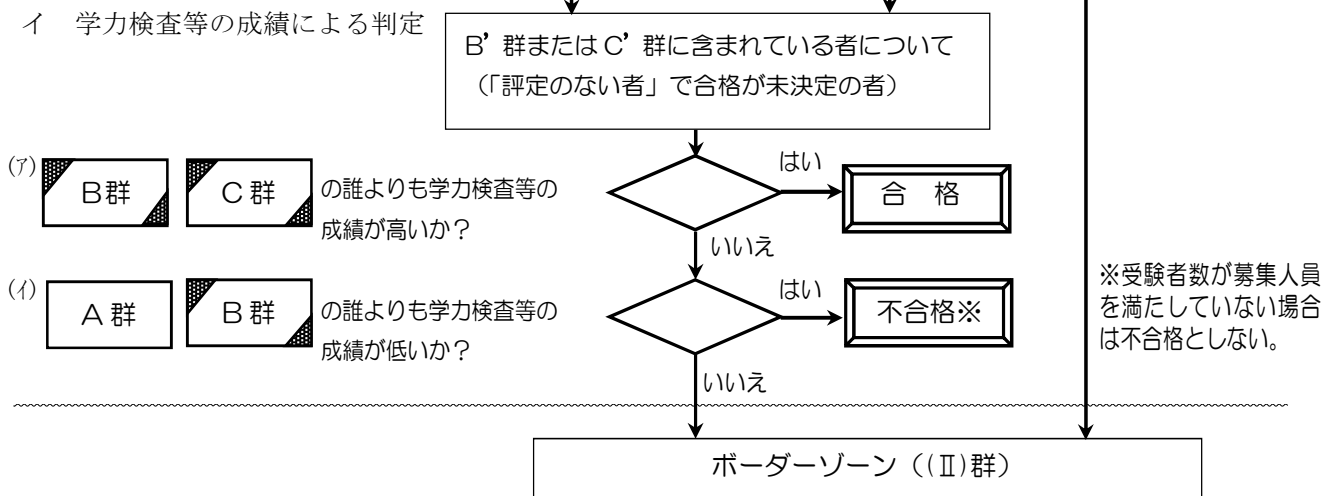
【実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜の例（募集人員が200名の場合）】

ア 総合点による判定

(ア) 評価が無記載となっている教科の評価を1と仮定して仮の総合点を算出する。



イ 学力検査等の成績による判定



ウ ボーダーゾーン内の判定

ボーダーゾーンの中からアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。優先的に合格とする者以外については、総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べ、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

＜面接を実施する特別選抜（総合学科（多様な教育実践校）を除く。）について＞

受験者の中に評定のない者がいる場合、「第2 特別入学者選抜」の「Ⅱ 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）」の3(3)及び「Ⅳ 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制」の2(3)イにおいては、評定のない者について以下の手順に従って選抜を行う。ただし、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部並びに昼夜間単位制の「学力検査・面接と調査書による選抜」にあつては、募集人員を合格予定者数に読み替えること。

ア 第一手順による判定

第一手順として、評定のない者も含めたすべての受験者を対象に、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、アドミッションポリシーに最も適合する者から順に合格とする。

イ 学力検査の成績による判定

- (ア) 第一手順で合格となっていない受験者全員のうち、評定のない者をA'群、それ以外の者をA群とする。
- (イ) A'群に含まれる者のうち、学力検査の成績がA群のいずれの受験者よりも高い場合、当該受験者を合格とする。

ウ 総合点による判定

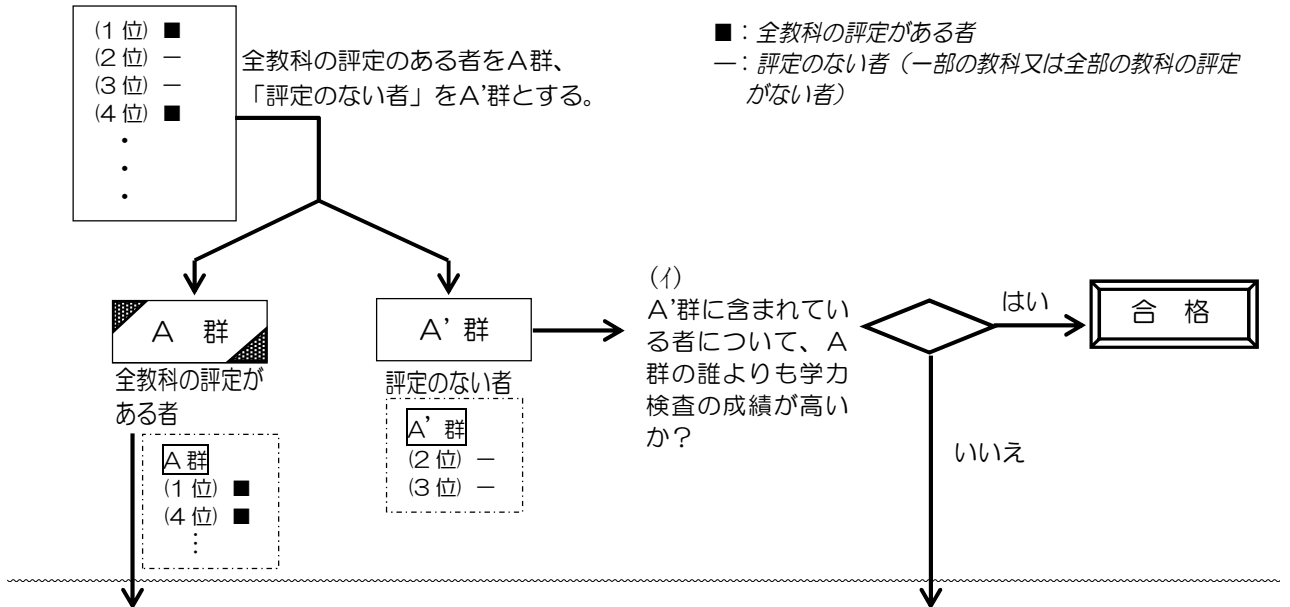
- (ア) イにおいて、合格となっていない者について、総合点を算出する。ただし、評定のない者については、評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して、仮の総合点を算出する。
- (イ) 総合点及び仮の総合点の高い順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

【面接を実施する特別選抜（総合学科（多様な教育実践校）を除く。）の例（募集人員が210名で、第一手順での合格者が95名の場合）】

ア 第一手順による判定での合格者が95名

イ 学力検査の成績による判定

- (ア) 第一手順で合格となっていない受験者全員を学力検査の成績の高い者から順に並べる。



ウ 総合点による判定

評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。

上記A群及びA'群のうち合格となっていない受験者全員を総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べ、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(上記イ(イ)のA'群で合格者が2名いる場合)

- ・ 第一手順で合格となった者95名に加えて、上記イ(イ)で合格となった2名を合わせ、この段階で97名の合格者が決定している。
- ・ 総合点及び仮の総合点の高い者から、募集人員を満たすよう残り113名の合格者を決定する。

＜面接を実施する特別選抜（総合学科（多様な教育実践校））について＞

受験者の中に評定のない者がいる場合、「第2 特別入学者選抜」の「Ⅲ 全日制の課程総合学科（多様な教育実践校）」の3 (3) (4)においては、評定のない者について以下の手順に従って選抜を行う。

ア 意欲に関する評価及び学びに関する評価による判定

- (ア) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して学びに関する評価を行い、意欲に関する評価とあわせて仮に属する群を決定する。
- (イ) 受験者全員を群及び仮に属する群に分け、仮の1群から順に、各群に含まれる受験者数を累計し、募集人員に到達する群を仮のN群とする。
- (ウ) (イ)において、仮の1群から仮の(N-1)群に含まれる者までを合格とする。これをA群とする。
- (エ) 仮のN群のうち、評定のない者をB'群、それ以外の者をB群とし、仮の(N+1)群から仮の27群までに含まれる者のうち、評定のない者をC'群、それ以外の者をC群とする。

イ 意欲に関する評価及び学力検査の成績等による判定

- (ア) C'群に含まれる者のうち、意欲に関する評価(900点満点)及び学力検査の成績(225点満点)の合計が、B群及びC群のいずれの受験者よりも高い場合、当該受験者をN群とする。
- (イ) (ア)においてN群となっていない者のうち、意欲に関する評価(900点満点)及び学力検査の成績(225点満点)の合計が、A群及びB群のいずれの受験者よりも低い場合、当該受験者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。
- (ウ) C'群に含まれる者のうち、(ア)及び(イ)に該当しない者について、高等学校長は、意欲に関する評価及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、アドミッションポリシー(求める生徒像)に照らしてN群に含めるのが適当であるかを判断する。N群に含めるのが適当であると判断した場合は、当該受験者をN群とする。

ウ 合格者の決定

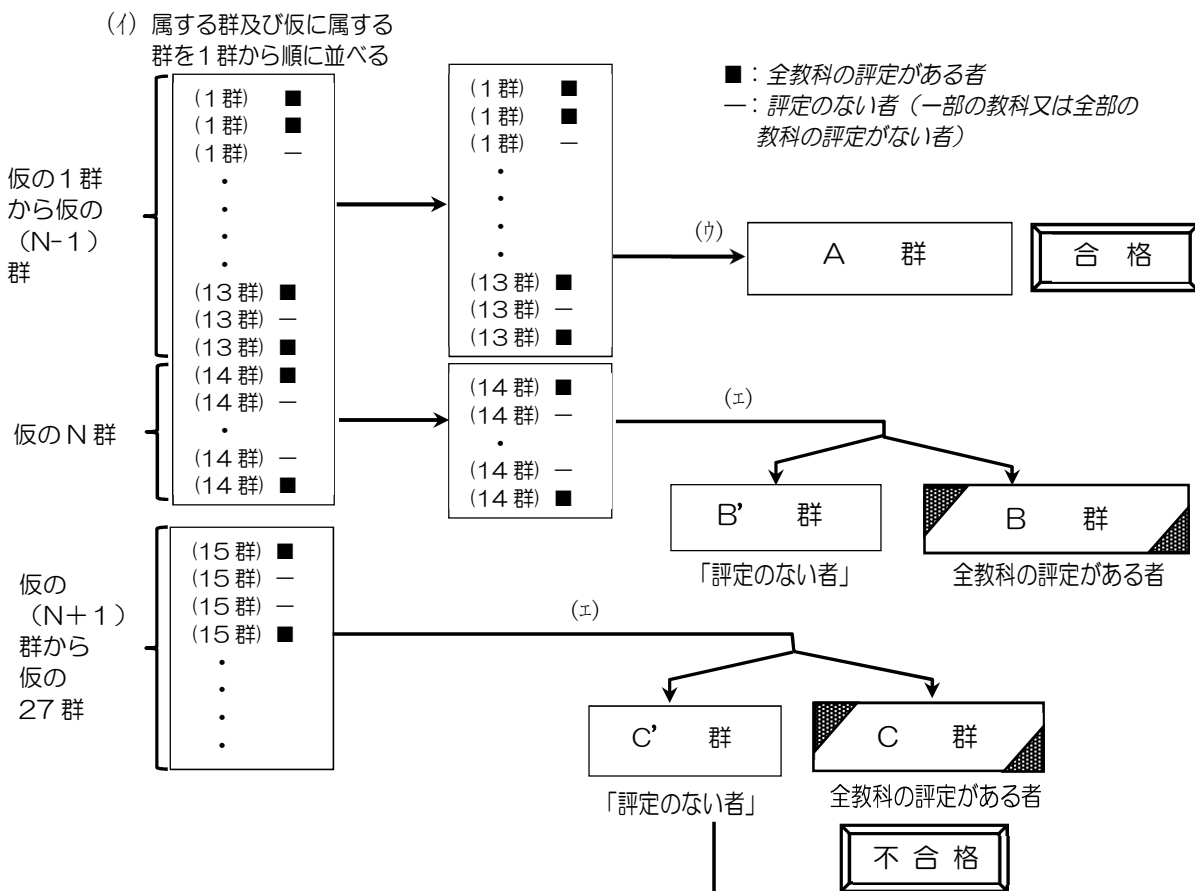
イによりN群となった者をB群及びB'群に加えて正式のN群とし、N群に含まれる受験者を合格とする。

ただし、1群からN群に含まれる受験者数の合計が、増員可能数を超過する場合は、N群に含まれる受験者の中から、面接の評価等に基づき、募集人員を満たすとともに増員可能数を超過しないよう、合格者を決定する。

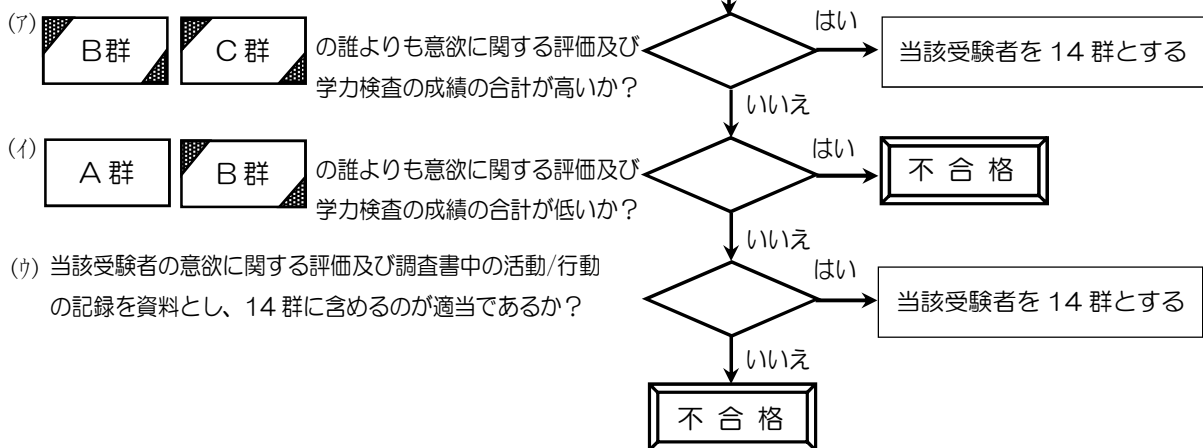
【面接を実施する特別選抜（総合学科（多様な教育実践校））の例（募集人員に到達する群が14群の場合）】

ア 意欲に関する評価及び学びに関する評価による判定

(ア) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮に属する群を決定する。



イ 意欲に関する評価及び学力検査の成績等による判定



ウ 合格者の決定

イにより14群となった者をB群及びB'群に加えて正式の14群とし、14群に含まれる受験者を合格とする。ただし、1群から14群に含まれる受験者数の合計が、増員可能数を超過する場合は、14群に含まれる受験者の中から、面接の評価等に基づき、募集人員を満たすと同時に増員可能数を超過しないよう、合格者を決定する。

<能勢分校選抜について>

受験者の中に評定のない者がいる場合、「第3 大阪府立豊中等学校能勢分校に係る入学者選抜」の「Ⅱ 能勢・豊能地域選抜」の3(2)及び「Ⅲ 府内全域選抜」の3(2)においては評定のない者について、能勢・豊能地域選抜及び府内全域選抜ごとに以下の手順に従って行う。

ア 学力検査等の成績による判定

(ア) 受験者全員を、学力検査の成績（能勢・豊能地域選抜においては各教科の成績を合計した点数、府内全域選抜においては各教科の成績を合計したものを3で除して7倍した点数）に、面接の評価を点数化したもの、自己申告書の評価を点数化したもの及び調査書中の活動/行動の記録の評価を点数化したものを合計した点数を36で除して300倍したものを加えた点数の高い者から順に並べる。

(イ) 募集人員に当たる順位（同点者を含む。）までの者のうち、評定のない者を合格とする。

イ 総合点による判定

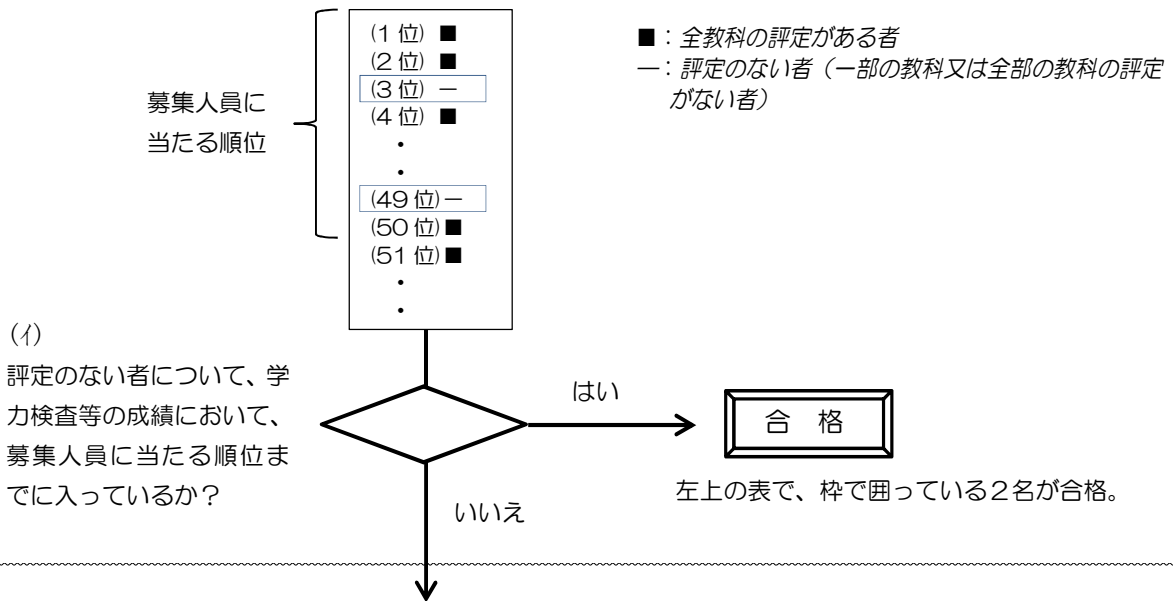
(ア) アにおいて、合格となっていない評定のない者について、評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して、仮の総合点を算出する。

(イ) 総合点及び仮の総合点の高い順に、アの(イ)で決定した合格者数を募集人員から除いた人数を満たすよう合格者を決定する。

【能勢・豊能地域選抜及び府内全域選抜の例（募集人員が50名の場合）】

ア 学力検査等の成績による判定

(ア) 学力検査等の成績の高い者から順に並べる。



イ 総合点による判定

評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。

合格となっていない受験者全員を総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べて、アの(イ)で決定した合格者数を募集人員から除いた人数を満たすよう合格者を決定する。

(上記ア(イ)で合格者が2名いる場合)

この段階で2名の合格者が決定しているので、総合点及び仮の総合点の高い者から、募集人員を満たすよう残り48名の合格者を決定する。

(2) 教育委員会の承認書の提出を必要とする者

(海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る承認書の提出を必要とする者)

評定のない者のうち、保護者の海外勤務等やむを得ない事情により、海外現地校で教育を受けており、その期間の調査書の評定が1箇学年以上全教科無記載になる者又は調査書が提出できない者で、日本で居住した期間は日本の中学校へ就学している者は、(1)の<実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜について>及び<面接を実施する特別選抜(総合学科(多様な教育実践校)を除く。)>について、以下の取扱いを希望することができる。

なお、この取扱いを希望する者のうち、府内の中学校卒業者は、別に行う通知に従い、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会の承認を受けること。他府県の中学校及び海外現地校の卒業者は応募資格審査時に申請し、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会の承認を受けること。ただし、他府県の中学校卒業生で「IX 入学志願者の審査等」の「1」の(1)イ及び(2)に該当する者は、令和5年11月20日(月)までに府教育庁教育振興室高等学校課学事グループ(06-6944-6887)まで問い合わせること。

大阪府公立高等学校を設置する教育委員会の承認を受けた者(以下「海外対応を認められた者」という。)は、海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る承認書を出願時に提出する。受験者の中に海外対応を認められた者がいる場合、各高等学校長は、当該志願者について、以下の手順に従って選抜を行う。

<実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜について>

ア 総合点による判定

(ア) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。

(イ) 受験者全員を総合点及び仮の総合点の高い者から順に並べ、募集人員の110%(小数点以下は切り上げる。)に当たる者(総合点及び仮の総合点の同点者を含める。)までを仮の(I)群とする。

(ウ) A群の決定について

仮の(I)群において、総合点及び仮の総合点の高い者から募集人員の90%(小数点以下は切り捨てる。以下「90%の人員」という。)に当たる者(総合点及び仮の総合点の同点者を含める。)までを合格とする。

ただし、総合点及び仮の総合点の同点者がいるために、90%の人員が募集人員を超える場合は、90%の同点者よりも総合点及び仮の総合点が高い者までを合格とする。これをA群とする。

(エ) (ウ)において、仮の(I)群で合格となっていない者(ただし、総合点及び仮の総合点の同点者がいるために、90%の人員が募集人員を超える場合は、90%の同点者に読み替える。)のうち、全教科の評定がある者をB群とし、B群に含まれる者を仮のボーダーゾーンとする。

イ 学力検査等の成績による判定

(ア) アにおいて合格となっていない受験者を、学力検査等の成績(実技検査を実施している選抜では、実技検査の成績も含む。)の高い者から順に並べ、募集人員からアでの合格者数を減じたものに当たる順位(同点者を含む。)までに含まれる海外対応を認められた者を合格とする。

(イ) 募集人員の110%(小数点以下は切り上げる。)からアでの合格者数を減じたものに当たる順位(同点者を含む。)までに含まれなかった海外対応を認められた者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

(ウ) 海外対応を認められた者のうち、(ア)及び(イ)において、合否の定まらなかった者を仮のボーダーゾーン(B群)に加えて、正式のボーダーゾーン((II)群)とする。

ウ ボーダーゾーン内の判定

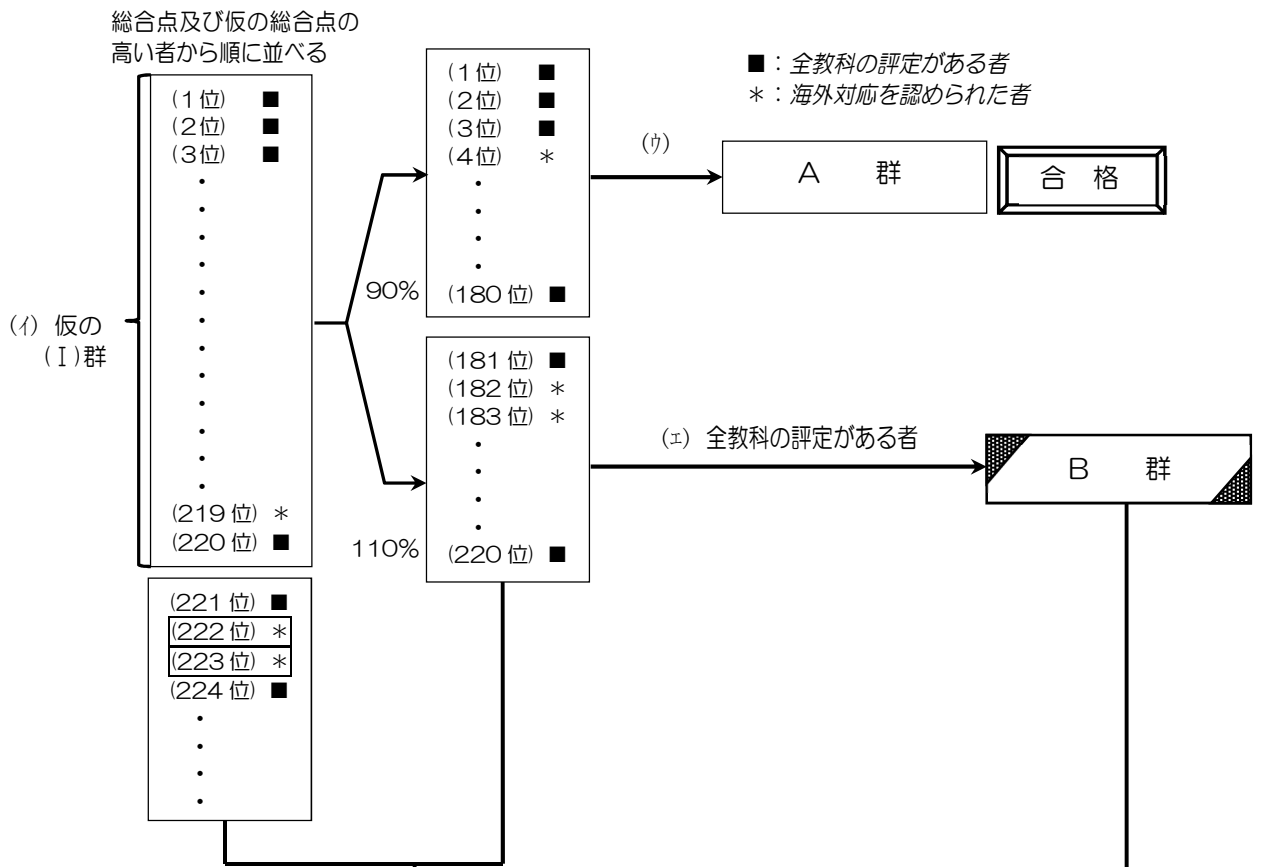
(ア) ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、各高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を優先的に合格とする。

(イ) 合格とならなかった海外対応を認められた受験者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

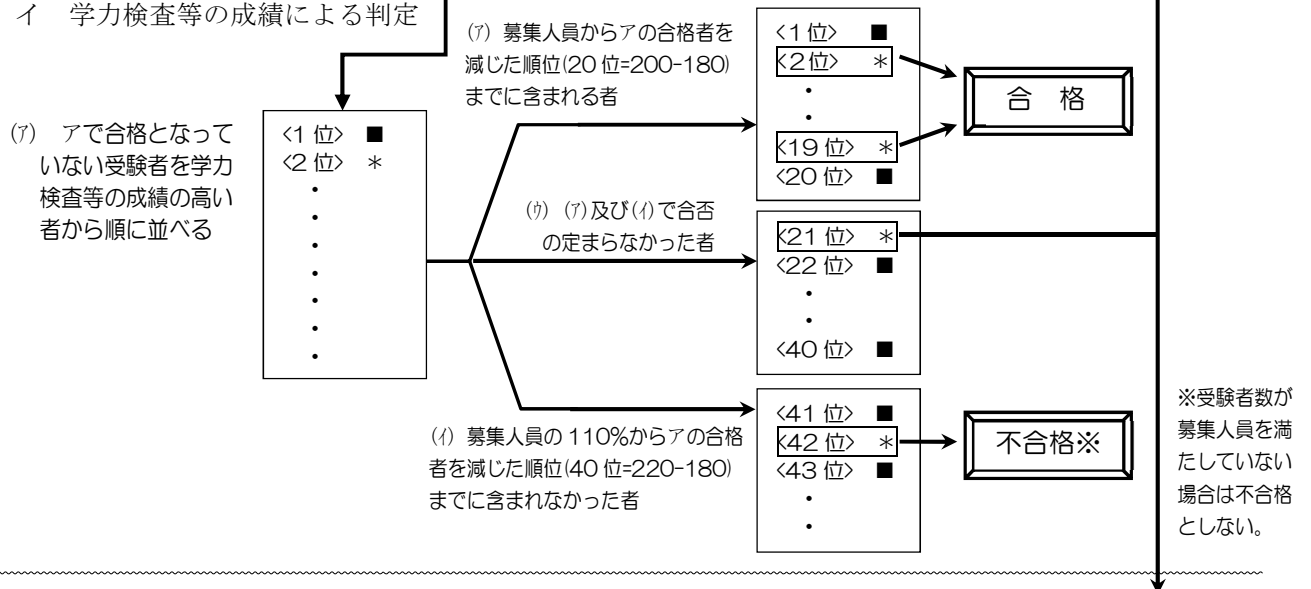
【実技検査を実施する特別選抜及び一般選抜の例（募集人員が200名の場合）】

ア 総合点による判定

(ア) 評定が無記載となっている教科の評定を1と仮定して仮の総合点を算出する。



イ 学力検査等の成績による判定



ウ ボーダーゾーン内の判定

ボーダーゾーンの中からアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。合格とならなかった海外対応を認められた受験者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

ボーダーゾーン ((II)群)

＜面接を実施する特別選抜（総合学科（多様な教育実践校）を除く。）について＞

ア 第一手順による判定

第一手順として、評定のない者も含めたすべての受験者を対象に、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、アドミッションポリシーに最も適合する者から順に合格とする。

イ 学力検査の成績による判定

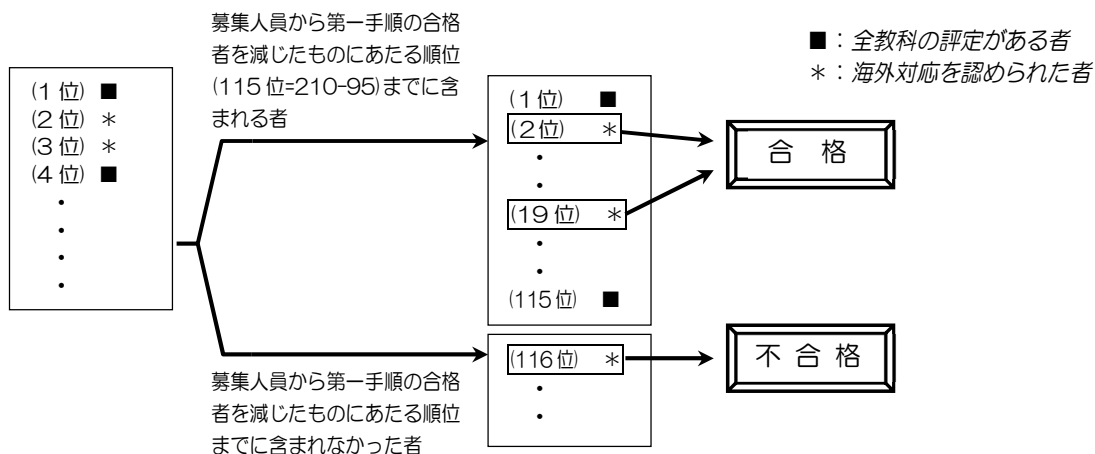
第一手順で合格となっていない受験者全員を学力検査の成績の高い者から順に並べ、募集人員から第一手順の合格者数を減じたものに当たる順位（同点者を含む。）までに含まれる海外対応を認められた者を合格とし、同順位までに含まれなかった海外対応を認められた者を不合格とする。ただし、受験者数が募集人員を満たしていない場合は不合格としない。

【面接を実施する特別選抜（総合学科（多様な教育実践校）を除く。）の例（募集人員が 210 名で、第一手順での合格者が 95 名の場合）】

ア 第一手順による判定での合格者が 95 名

イ 学力検査の成績による判定

第一手順で合格となっていない受験者全員を学力検査の成績の高い者から順に並べる。



XI 受験上の配慮について

障がいのある生徒や日本語指導が必要な帰国生徒等に対する入学者選抜における受験上の配慮については、別に定める。

XII 英語資格（外部検定）の活用

学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定（英検）を対象とする。）のスコア等（以下「スコア等」という。）を活用する。活用に当たり、府教育委員会はスコア等に応じた読み替え率を定め、この読み替え率により換算した点数と英語の学力検査の点数を比較し、高い方の点数を当該受験者の英語の学力検査の成績とする。

英語資格（外部検定）を活用する志願者は、スコア等を証明する証明書の写しを、出願時に志願先高等学校長に提出する。その際、中学校長は証明書の写しが原本と相違ないことを証明すること。なお、オンライン出願システムにより出願する場合の提出方法等は別に示す。

英語資格（外部検定）の活用については、「基礎的問題」「標準的問題」「発展的問題」のすべての検査問題を対象とする。

<読み替え率>

TOEFL iBT	IELTS	実用英語技能検定	読み替え率
60点～120点	6.0～9.0	準1級・1級	100%
50点～59点	5.5	（対応無し）	90%
40点～49点	5.0	2級	80%

XIV 追検査

追検査を受験することのできる者は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜に出願した志願者のうち、学力検査等の当日に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。以下「感染症」という。）に罹患しており、当日すべての検査を受験しなかった者とする。（検査を一部でも受験した者は対象としない。）ただし、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜又は日本語指導が必要な生徒選抜に出願した志願者のうち一般選抜に出願した者は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜又は日本語指導が必要な生徒選抜に係る追検査を受験することはできない。

なお、志願先高等学校及び志望学科等は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜の出願時のものと変更することはできない。

1 検査の種類等

- (1) 追学力検査、追小論文及び追面接の3種類の検査方法を設ける。
- (2) 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に志願した者、平成15年4月2日以降に生まれた者で定時制の課程に志願した者及び平成15年4月1日までに生まれた者で定時制の課程に志願した際に「学力検査と面接による選抜」を申告した者の検査方法は追学力検査とする。

平成15年4月1日までに生まれた者で定時制の課程に志願した際に「小論文と面接による選抜」を申告した者の検査方法は追小論文とする。

通信制の課程に志願した者の検査方法は追面接とする。

2 追学力検査による判定

(1) 申 出

ア 申出期日及び申出時間は、3月12日（火）の午後1時から午後5時までとする。

イ 志願者は、別に定める追検査申出書を志願先高等学校長に提出する。ただし、申出場所等は

(2)のとおりとする。(郵送は認めない。)

ウ 高等学校長は、追検査の受験が認められる者に対して、当該高等学校を所管する教育委員会を通じて受験票を発行する。

(2) 申出場所等

受付は、以下により行う。

志願先高等学校	申出場所等
府立高等学校	大阪府教育委員会が別に示すオンラインシステムにより提出
堺市立堺高等学校	堺市立堺高等学校
東大阪市立日新高等学校	東大阪市立日新高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(3) 検査の実施

ア 追学力検査は、3月17日(日)午前9時30分から行う。

ただし、帰国生選抜の追学力検査は3月17日(日)午前10時40分から、日本語指導が必要な生徒選抜の追学力検査は3月17日(日)午前10時55分から行う。

イ 追学力検査は、追検査申出書を提出した志願者について各高等学校長が、当該高等学校を所管する教育委員会の指定する場所において行い、採点は当該高等学校において行う。

志願先高等学校	検査場所
府立高等学校	大阪府教育委員会が別に定める場所
堺市立堺高等学校	堺市立堺高等学校
東大阪市立日新高等学校	東大阪市立日新高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

ウ 追学力検査の問題は、国語、数学及び英語について、府教育委員会が作成する。なお、英語の追学力検査には、リスニングテストは含まない。

また、国語、数学及び英語の追学力検査においては、「基礎的・標準的問題」と「発展的問題」の2種類の問題を作成する。

追学力検査で使用する問題は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜において出願した志願先高等学校が使用した問題の種類に応じて、「基礎的問題」又は「標準的問題」を使用した場合は「基礎的・標準的問題」とし、「発展的問題」を使用した場合は「発展的問題」とする。

(4) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、追学力検査の成績、調査書及び自己申告書をもとに総合判定する。ただし、帰国生選抜に志願した者、特別選抜に志願した者のうち多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部(クリエイティブスクール)並びに昼夜間単位制において「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者並びに一般選抜に志願した者のうち全日制の課程普通科単位制高等学校、全日制の課程総合学科(クリエイティブスクール)において「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者及び定時制の課程において平成15年4月1日までに生まれた者のうち「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者については、追学力検査の成績及び自己申告書をもとに総合判定する。また、日本語指導が必要な生徒選抜に志願した者については、追学力検査の成績をもとに総合判定する。

複数の学科等を設置している高等学校における合格者の決定に当たっては、当該志願者が志望する各学科等について、志望する学科等の順に判定を行う。

なお、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしている高等学校においては、募集人員を超えて合格者を決

定することができる。また、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしていない高等学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

3 追小論文による判定

(1) 申 出

申出については、「2」の(1)による。

(2) 検査の実施

ア 追小論文は、3月17日（日）午前9時30分から行う。

イ 追小論文は、追検査申出書を提出した志願者について各高等学校長が、当該高等学校を所管する教育委員会の指定する場所において行い、評価は、当該高等学校において行う。

志願先高等学校	検査場所
府立高等学校	大阪府教育委員会が別に定める場所
堺市立堺高等学校	堺市立堺高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(3) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、追小論文及び自己申告書の評価を組み合わせる総合判定する。複数の学科等を設置している高等学校における合格者の決定に当たっては、当該志願者が志望する各学科等について、志望する学科等の順に判定を行う。

なお、一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしている高等学校においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしていない高等学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

4 追面接による判定

(1) 申 出

申出については、「2」の(1)による。

(2) 検査の実施

ア 追面接は、自己申告書に基づき、3月17日（日）午後2時から行う。

イ 追面接は、追検査申出書を提出した志願者について府立桃谷高等学校長が府立桃谷高等学校において行う。

(3) 合格者の決定

平成15年4月2日以降に生まれた者については、調査書及び追面接の評価を組み合わせる総合判定する。平成15年4月1日までに生まれた者については、追面接の評価により判定する。その際、志願者が複数の部を志願している場合は、当該志願者が志望する各部について、志望する部の順に判定を行う。

なお、一般選抜の合格者数が募集人員を満たしている部においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般選抜の合格者数が募集人員を満たしていない部においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

5 その他

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「2」の(4)、「3」の(3)、「4」の(3)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 合格者の決定に当たって、「2」の(4)、「3」の(3)、「4」の(3)に従うことが実際にはなはだ

しく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

6 合格者の発表

合格者の発表は、各高等学校においては行わず、志願先高等学校を所管する教育委員会が受付時に示すウェブページにおいて行う。ただし、追検査申出後に発行した受験番号による発表とし、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び一般選抜の受験番号での発表は行わない。

全日制の課程	3月19日（火）午前10時
定時制の課程	3月19日（火）午後2時
通信制の課程	3月19日（火）午後2時